

医療法人博悠会等に対する再生支援の完了について

2012年12月21日
株式会社企業再生支援機構

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）は、下記の対象事業者について、2011年3月31日に株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号、その後の改正も含む。以下「法」という。）第25条第4項に規定する支援決定を行い、同年6月28日に法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行いました。

機構は、支援決定以後、対象事業者の事業再生を進め、その再生に一定の目処が立ったことから、2012年12月21日に機構が保有する対象事業者への債権の弁済完了、及び専門家派遣を終了しております。

これらにより、機構は対象事業者に対する法第34条第1項に規定する支援決定に係るすべての再生支援を完了しました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

医療法人博悠会及び株式会社アトラス（以下「対象事業者」という。）

2. 買取決定等にかかる債権の買取価格

本件では、法第31条第1項に規定する債権買取り等をしない旨の決定を行ったため、債権の買取はございません。

3. 機構が行った支援の概要

本件において、機構は、対象事業者の事業再生計画策定支援、これに基づく金融機関及び対象事業者等の関係者調整、少額債権者等へのリファイナンス資金融資、並びに専門家派遣を行うことで対象事業者の支援を行いました。

以上